

福岡市公報

令和 6 年12月 2 日 第7103号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部改正 (第125号).....	1
○福岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (第126号).....	2
○福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則の一部改正 (第127号).....	5
○福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部改正 (第128号).....	6

規 則

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月 2 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第125号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則
(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 (昭和58年福岡市規則第102号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「を証する書類 (以下「被保険者証等」という。) その他」を「の確認ができる書類又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報を提示し、及び」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、区長が公簿等により当該確認ができる場合は、当該確認に係る書類又は情報の提示を省略することができる。

第13条第 4 号中「被保険者証等の」を「国民健康保険法又は社会保険各法の規定による健康保険に係る」に改める。

(福岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 福岡市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年福岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「を証する書類(以下「被保険者証等」という。)を添えて」を「の確認ができる書類又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報を提示して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、区長が公簿等により当該確認ができる場合は、当該確認に係る書類又は情報の提示を省略することができる。

第8条第4号中「被保険者証等の」を「国民健康保険法又は社会保険各法の規定による健康保険に係る」に改める。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則(昭和49年福岡市規則第103号)の一部を次のように改正する。

第3条中「を証する書類(以下「被保険者証等」という。)」を「の確認ができる書類又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した情報を提示し、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、区長が公簿等により当該確認ができる場合は、当該確認に係る書類又は情報の提示を省略することができる。

第10条第4号中「被保険者証等の」を「国民健康保険法又は社会保険各法の規定による健康保険に係る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年12月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第126号

福岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市国民健康保険条例施行規則(昭和34年福岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保険者証」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第3項に規定する個人番号カード(同項の電子資格確認を受けることができない被保険者にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第6条第1項又は第27条の5の2第4項に規定する資格確認書)」に改める。

第11条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 福岡県国民健康保険資格確認書 様式第1号

第13条第3号を次のように改める。

(3) 福岡県国民健康保険資格確認書(特別療養) 様式第3号

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

(表)

福岡県			
国民健康保険	交付年月日		
資格確認書	有効期限		
記号番号		(枝番)	
氏名	生年月日	性別	
適用開始年月日			
世帯主氏名			
住所			
保険者番号	<input type="text"/>	交付者名	福岡市 

(備考)

70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者に交付する福岡県国民健康保険資格確認書については、一部負担金の割合及び発効期日を記載する。

(裏)

注 意 事 項
臓器提供意思表示欄

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

(表)

福岡県国民健康保険資格確認書 (特別療養)																										
交付年 月 日 有効 期限	交付 まで	記号 番号		枝 番																						
世帯主	氏名																									
	住所																									
被保険者	氏名																									
	生年月日																									
	適用開始年月日																									
交付者	保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td colspan="9">福岡市</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市印</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>														福岡市									<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市印</td> </tr> </table>	福岡市印
福岡市									<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市印</td> </tr> </table>	福岡市印																
福岡市印																										
証の問合せ先																										

(裏)

注意事項
臓器提供意思表示欄

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和7年7月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市国民健康保険条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第2項の規定の適用については、同項中「国民健康保険法」とあるのは、「被保険者証又は国民健康保険法」とする。
- 3 この規則による改正前の福岡市国民健康保険条例施行規則別記様式第1号及び様式第3号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、令和7年7月31日までの間、なお使用することができる。

福岡市国民健康保険はりきゆう費の助成に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年12月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第127号

福岡市国民健康保険はりきゆう費の助成に関する規則の一部を改正する規則

福岡市国民健康保険はりきゆう費の助成に関する規則（昭和45年福岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）又は資格証明書」を「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項若しくは第27条の5の2第4項に規定する資格確認書又は同令第7条の3第1項に規定する資格情報通知書（以下「資格確認書等」という。）」に改め、同条第2項中「被保険者証又は資格証明書」を「資格確認書等」に改め、同条第4項中「（前条第1項の規定による助成施術を受けた者にあつては、施術料金を記載した領収書）」を削る。

第8条第1項中「被保険者証又は資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

第9条中「（第6条第2項の規定により支給するはりきゆう費を除く。）」を削る。

別記様式第1号中「被保険者証」を「資格確認書、資格情報のお知らせ又は資格確認書（特別療養）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年7月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第1項及び第2項、第8条第1項並びに別記様式第1号の規定の適用については、改正後の規則第7条第1項中「及び」とあるのは「及び国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同条第2項及び改正後の規則第8条第1項中「資格確認書等」とあるのは「被保険者証又は資格確認書等」と、改正後の規則別記様式第1号中「国保の資格確認書」とあるのは「国保の被保険者証、資格確認書」とする。
- 3 この規則による改正前の福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則別記様式第1号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、なお使用することができる。

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年12月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第128号

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（平成20年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）又は資格証明書」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第16条第1項若しくは第54条の2第4項に規定する資格確認書又は同令第20条第1項に規定する資格情報通知書（以下「資格確認書等」という。）」に改め、同条第2項中「被保険者証又は資格証明書」を「資格確認書等」に改め、同条第4項中「（前条第1項の規定による助成施術を受けた者にあつては、施術料金を記載した領収書）」を削る。

第8条第1項中「被保険者証又は資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

第9条中「（第6条第2項の規定により支給するはりきゅう費を除く。）」を削る。

別記様式第1号中「被保険者証又は資格証明書」を「資格確認書、資格情報のお知らせ又は資格確認書（特別療養）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和7年7月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第1項及び第2項、第8条第1項並びに別記様式第1号の規定の適用については、改正後の規則第7条第1項中「及び」とあるのは「及び後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同条第2項及び改正後の規則第8条第1項中「資格確認書等」とあるのは「被保険者証又は資格確認書等」と、改正後の規則別記様式第1号中「後期高齢者医療の資格確認書」とあるのは「後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書」とする。
- 3 この規則による改正前の福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則別記様式第1号の規定により作成された様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、なお使用することができる。

